



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等閲連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。	地域協議会、都道府県・市町村、社会福祉協議会等	①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定	①及び④: 地域協議会の活動経費(事務局員賃金・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②: コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③: 食品アクセスに関する調査経費(調査員手当・旅費等)	定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) 2年目は3/4補助、3年目は1/2補助	食品アクセス総合対策事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向け、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県・市区町村、社会福祉協議会	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円)				
食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援とともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組の効果的な推進を図る。	民間団体	食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援とともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組を効果的に推進(委託)	地域協議会の伴走支援、全国調査、先進事例収集、地域協議会の設置等の意義の普及啓発等に係る経費	委託				
孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、食料支援等の取組を含め、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。	都道府県・市区町村、中間支援組織	・孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進 ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援	人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等	1/2補助(都道府県)、3/4補助(市区町村)、2/3補助(中間支援組織)	孤独・孤立対策推進交付金(仮称)	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/kouhukin.html	内閣府 孤独・孤立対策推進室	03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cao.go.jp
誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要なため、食料支援等の取組を含め、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行なう。	民間団体 -NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体	NPO法人や社会福祉法人等の非常利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに係る先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開。	人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等	定額	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	準備中	内閣府 孤独・孤立対策推進室	03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cao.go.jp
食品寄附等を促進し、食品ロス削減を推進するため、令和7年度の実証事業を踏まえたフードバンク認証制度の本格運用に際し、認証取得を目指すフードバンクへの支援を実施する。また、食品寄附の促進のために必要な能力を構築・向上させるため、「食品寄附ガイドライン」について、食品寄附関係者等を対象とした研修会等を開催。	民間団体	・フードバンク認証制度の認証取得を目指すフードバンクからの問合せ対応、書類作成支援や専門家派遣 ・衛生面や管理面についての専門家からの助言・アドバイスを求めることがや研修の開催 等	フードバンク認証支援及び食品寄附ガイドラインに関する研修会等の実施に要する人件費等	定額 ※請負事業のため補助率等なし	フード・バンク認証制度運用及び食品寄附ガイドラインの普及啓発事業	準備中	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室	03-3507-9261 no-foodloss@caa.go.jp
食品ロス削減・食品リサイクル推進に資する、食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組や横展開等を支援する。	民間団体等一民間団体等	食品関連事業者による未利用食品の寄附促進につながるよう、寄附する食品の情報やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、物流事業者等との連携により、食品関連事業者が食品の寄附をワンストップで行うことが可能となる仕組みの検討・実証を支援する。	人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、役務費、委託費等	定額	食品ロス削減等統合対策事業のうち 食品ロス削減等推進事業	準備中	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2051 loss-non@maff.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき策定した、食品寄附の信頼性向上のための「食品寄附ガイドライン」の周知を図る。	フードバンク等	食品寄附ガイドラインの周知	-	-	食品寄附ガイドラインの周知	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss_promote/assets/consumer_education.cms201.250325.01.pdf	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室 関係省庁	03-3507-9261 no-foodloss@caa.go.jp
一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。	フードバンク	フードバンク認証制度の運用	-	-	フードバンク認証制度の運用	準備中	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室 関係省庁	03-3507-9261 no-foodloss@caa.go.jp
フードバンクと食品寄附者とのマッチングを促し、食品寄附者からフードバンクへの未利用食品の提供拡大につなげることを目的とする。	フードバンク	フードバンク活動団体一覧	-	-	フードバンク活動団体一覧	https://www.maff.go.jp/j/syounan/access/index.html	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
物価高騰による生活困窮者の増加に伴い、緊急的な対応が必要であるため、自治体と民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。	福祉事務所設置自治体 →自立相談支援機関	1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ①支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化	<p>【①の補助対象経費】 (ア)自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費 (イ)フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費 (ウ)特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費 (エ)その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するため必要な経費(ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。)</p>	<p>【補助率】 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4</p> <p>【上限】 ・基本基準額:管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円 ・②のメニュー利用で以下の金額を加算(2,500千円(1箇所あたり50万円、ただし、広域的な支援を実施している場合は100万円。))</p> <p>【②支援対象となる民間団体の要件】 ・地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。 または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること(いずれも、今後連携する予定の場合を含む。) ・地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行なうことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること等。</p>	生活困窮者自立支援の機能強化事業	各自治体において実施	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp
	福祉事務所設置自治体 →NPO法人、社会福祉法人等	1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ②支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援	<p>【②の補助対象経費】 地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するため必要な経費(食料や日用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雜役務費等)</p>					



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートを実施する。	民間団体	食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上や物品の管理、資金の運用等に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣や情報交換会、研修等によるサポートを実施(委託)	専門家派遣等に係る人件費、謝金、旅費等	委託				
フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げや取組拡大を支援する。	民間団体一フードバンク等	地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げや取組拡大を支援	求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)(リース又は購入)等	定額 ※次に掲げる①及び②の要件を満たす食料提供団体(食品アクセス困難者に対する食料提供の充実を図るために、食料提供を行う団体をいう。以下同じ。) ①食料提供団体の立上げ又は食品アクセス困難者に対する食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食料を提供すること。 ※次に掲げる①及び②の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動の推進を目的とした協議会(以下「協議会」という。) ①フードバンク若しくは協議会の立上げ又は食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食品を提供すること。	食品アクセス総合対策事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクが多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図る。	民間団体一フードバンク等	フードバンク等による大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受け入れ・提供機能の強化を図るため、未利用食品の輸配送や倉庫・車両の賃借等を支援	活動経費、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両の賃借料等	定額 ※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会 ①令和7年4月1日以前より、食品寄附等に関する官民協議会「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(第一版)」に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 ②食料提供団体への食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ③利用者を特定した上で食品を提供すること。 ④食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。				
国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。食品ロス削減推進の取組として、フードバンク団体等の活動を支援する。	都道府県、市区町村 →フードバンク等	食品ロス削減の取組	フードバンク団体等への支援費用	1/2補助	地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等閲覧HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の基保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うことでも宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、子ども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とすることを把握し支援につなげる体制強化を図る。	①及び②:市町村(特別区含む) ③:都道府県	①市町村から子ども宅食を行う民間団体等への委託等により、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援等を実施 ②①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化 ③都道府県等から中間支援法人への委託等により、当該事業の未実施地域等において、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施	支拂対象児童等見守り強化事業 ①市町村から子ども宅食を行う民間団体等への委託等により、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援等を実施 ②①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化 ③都道府県等から中間支援法人への委託等により、当該事業の未実施地域等において、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施	・補助率2/3 ①及び②:国2/3(市町村1/3)、 ③:国2/3(都道府県1/3) ・補助基準額 ①:1か所当たり 7,426千円 ②:1か所当たり 5,273千円 ③:1都道府県当たり 60,000千円(+周知啓発加算28千円)	支拂対象児童等見守り強化事業	各自治体において実施	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	03-6859-0103 jidounetwork@cfa.go.jp
支援が必要なことを早期発見し、行政の適切な機関につなげることを目的として、都道府県・市区町村を通じて、こども食堂等の居場所における食事の提供やその立上げ等、地域においてこどもが気軽に立ち寄ることができる場所の提供に係る取組を支援。	都道府県・市区町村 —こども食堂等	ア 食事(こども食堂等)やこども用品(文房具や生理用品、おむつ等)の提供等を行う事業 イ 多様な人物との出会いを通して将来像を考えための機会など、様々な体験や交流等を提供する事業(文化・①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援)) ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 オ その他上記に類する事業	地域こどもの生活支援強化事業 ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援)) ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 オ その他上記に類する事業	・補助率2/3 ・補助基準額:最大12,483千円(要支援児童等支援強化事業【加算措置】と合わせて最大15,075千円)	地域こどもの生活支援強化事業	https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seikatsushien/	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	こどもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp
困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードバンリー等を実施する事業者を対象として広域に運営支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、自治体と連携して支援が必要なこどもを早期発見し、行政の適切な機関へつなぐことにより、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。	社会福祉法人、NPO法人等の運営目的としない民間団体(中間支援法人) —こども食堂等	中間支援法人(こども家庭庁が公募して採択)が採択したこども食堂等に対する助成事業	賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光热水費)、会議費、務務費(雜役務費、通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	【補助率】 定額(国:10/10相当) 【補助基準額】 1法人当たり:190,000千円 【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非常利団体	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	https://www.cfa.go.jp/policies/hitoriyoya/kodomosyokuji-koubou/	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	こどもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp
次期食育推進計画の推進に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。	①都道府県を通じた取組:都道府県一民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ②都道府県域を越えた取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ③産地・生産者への理解向上上の取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ④地域農業・教育連携モデルの創出の取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む)	こども食堂等の共食の場の提供等	共食の機会の提供に係る費用等	1/2補助 ※食材費について ①都道府県を通じた取組:補助上限額100万円(交付上限額50万円) ②都道府県域を越えた取組:補助上限額300万円(交付上限額150万円)	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	準備中	農林水産省 消費・安全部 消費者行政・食育課	食育推進G 03-6738-6558 shokui@maff.go.jp
都市農業の振興を図るため、都市農業の多様な機能の発揮に資する取組を支援する。	都道府県、市区町村、民間団体等	都市農業共生推進等地域支援事業のうちモデル支援型(都市農地で生産した農産物のこども食堂への提供等)	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修費	定額 ※上限額(メニューに応じて、100~700万)	農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html	農林水産省 農村振興局 農村計画課 都市農業室	03-3502-5948 nousonkeikaku_ML@maff.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等閲覧HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
政府備蓄米を活用して、学校等給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、こども食堂、こども宅食、フードバンクにおいてもごはん食の推進を図るための取組を支援する。	こども食堂・こども宅食、フードバンク	政府備蓄米の無償交付	—	<p>【食事食材提供団体の交付要件】 ・ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはんとして提供、又は、子育て家庭に直接配付すること。 ・食事又は食材の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 ・1申請当たり上限600kg</p> <p>【フードバンクの交付要件】 ・フードバンクにおいて、食育の一環としてごはん食の推進に取組む、営利を目的としない団体等に政府備蓄米を提供すること等。 ・フードバンクが提供するために必要な米穀の数量から、自ら調達できるものを差し引いた数量を交付。ただし、前年度の食品の取扱実績の1/5を超えない範囲とする(50トンを上限)。</p>	政府備蓄米の無償交付	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html	農林水産省 農産局 穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950 syokuiku_gohan@maff.go.jp
国の災害用備蓄食品について、生活困窮者支援や食品ロス削減等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供する。	フードバンク等	災害用備蓄食品の提供	—	—	国の災害用備蓄食品の有効活用	https://www.maff.go.jp/j/syuan/access/saigaiportal.html	内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、デジタル庁、国立国会図書館、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(LMO)	各府省庁に直接ご連絡ください。
食品アクセスの確保に関する関係省庁の支援策や先進事例集、経済的アクセスの確保に取り組む地域の実態を把握するための全国市町村アンケート調査等の情報を発信する。	—	—	—	—	「円滑な食品アクセスの確保」ウェブサイトの運営	https://www.maff.go.jp/j/syuan/access/index.html	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp